

水戸観光コンベンション協会コンベンション開催助成金交付要項

(趣旨)

第1条 一般社団法人水戸観光コンベンション協会（以下「協会」という。）は、コンベンションの開催により、水戸市への経済波及効果をもたらし、本市のイメージアップ、観光産業の振興及び地域の活性化を図ることを目的に、本市でコンベンションを開催する主催者に対して予算の範囲内において、コンベンション開催助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、「コンベンション」とは、学会、大会、会議、順位若しくは勝敗を決するスポーツ大会又はこれらに準ずるものをいう。

(交付の対象)

第3条 助成金の交付対象とするコンベンションは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものをいう。

- (1) 開催される場所が水戸市内であること。
- (2) 名称、参加者の募集範囲等から関東ブロックと同等以上の地域を対象とするコンベンションと認められるものであること。
- (3) 水戸市内及びその周辺の市町村において定期的に開催されるものでないこと。
- (4) 国又は地方公共団体の主催でないもの。
- (5) 水戸市から補助金等の交付を受けていないもの。
- (6) 不特定多数の者から入場料を徴収する等興業及び営利を目的としないもの。
- (7) 政治的、宗教的でないもの。
- (8) 公序良俗に反しないもの。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表に掲げる額とする。ただし、助成金の額は、当該コンベンションの開催費用を上回ってはならない。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするコンベンション主催者（以下「主催者」という。）は、コンベンション開催の2週間前までに、コンベンション開催助成金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出において主催者と口座名義人が違う場合は、主催者は、前項の申請書とあわせて委任状（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 会長は、助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは交付を決定し、その内容を主催者に通知(様式第3号)するものとする。

2 会長は、前項の決定に条件を付することができる。

3 会長は、第1項の決定のため、必要に応じ、主催者に対し報告を求め又は資料の提出を求めること(以下「報告等」という。)ができる。

(申請内容の変更等)

第7条 前条の規定により助成金交付の決定を受けた者は、交付決定後においてその事業内容を変更又は中止する場合には、コンベンション開催助成金交付変更申請書(様式第4号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 主催者は、コンベンションが終了したときは、速やかにコンベンション開催助成金交付実績報告書兼請求書(様式第5号)(以下「請求書という。」及び主催者アンケート(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

2 前項の請求書の提出において看板作成助成を受ける場合は、看板作成業者が発行した主催者名義の領収書の写しを請求書に添付しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第9条 会長は、前条の報告を受けた場合には、その報告に係る成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金を交付するものとする。

2 会長は、第1項の決定のため、主催者に対し報告等を求めることができる。

(助成金交付の取り消し・返還請求)

第10条 会長は、助成金交付申請の内容に虚偽、錯誤または遺漏があると認められたとき、交付に付した条件に違反するものと認められるとき又はこの要項に基づく会長の報告等の求めに主催者が適切に対応しないときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 助成金交付後において、前項の申請内容に虚偽、錯誤または遺漏があると認められたとき、交付に付した条件に違反するものと認められるとき、交付した助成金の額が当該コンベンションの開催費用を上回った場合又はこの要項に基づく会長の報告等の求めに主催者が適切に対応しないときは、期限を定めて交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

3 会長は、第1項の決定のため、主催者に対し報告等を求めることができる。

(助成金の経理等)

第 11 条 主催者は、当該助成事業に係わる経理を他の経理と区分し、その収支を明らかにしておくほか、帳簿及び証拠書類を当該コンベンションの終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(協会からの支援に係る宣伝協力)

第 12 条 主催者は、当該助成事業について、協会から支援を受けた旨を当該コンベンションに係る資料、告知又は案内文、会場に掲げる看板等に表示するよう努めるものとする。

(委任)

第 13 条 この要項に定めるもののほか、この要項実施に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過規定)

この要項の施行日前に作成又は交付した各様式用の用紙は、同日以後においても、所要の補正を行うことにより使用することができる。

附 則

この要項は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

別表

1日あたりの最大参加者人数	基本助成額	看板作成加算額
30名以上	10,000円	名称, 参加者の募集範囲等から全国規模の地域を対象とするコンベンションの場合, 会場(懇親会場を含む。)に掲げる看板作成費用の2分の1以内で10,000円を限度とする金額を前列において該当する金額に加算
200名以上	20,000円	
300名以上	30,000円	
500名以上	50,000円	
1,000名以上	100,000円	